

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 6月27日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	アナログ無線装置撤去業務委託		
業務場所	宇治市役所		
委託期間	令和7年7月30日 ～ 令和8年3月27日 241日間		
業務概要及び条件	アナログ無線装置の撤去に係る費用		
予 定 価 格	¥2,068,000 (税込)	最低基準価格	¥1,447,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②建設業許可(電気通信)			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年7月3日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年7月23日(水) 場 所 宇治市役所 本館8階 大会議室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和7年6月27日（金）午前9時から
令和7年7月 9日（水）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・現場の下見を希望する場合は宇治市総務・市民協働部契約課に申し出てください。下見が可能な日時は下記のとおりです。希望の2営業日前までに連絡してください。

令和7年6月27日（金）～令和7年7月9日（水）

- ・ただし、業務の関係上、希望する日時に現場確認できない場合があります。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

アナログ無線装置撤去業務委託

- 仕 様 書 -

令和 7 年 度

宇 治 市 消 防 本 部

第1章 総 則

1 総則

1. 1 目的

本仕様書は、宇治市消防本部（以下「甲」という。）にて運用されていた150MHz帯アナログ消防無線装置類の撤去・処分について必要な事項を定めるものである。

1. 2 事業概要

宇治市役所に設置されている150MHz帯アナログ消防無線基地局、空中線、ケーブル類（付属品を含む）、その他無線機器類の撤去、廃棄処分一式とする。

1. 3 履行場所

本事業での履行場所は以下のとおりとする。

宇治市役所ほか、甲の指定する場所とする。

1. 4 履行期間

契約日から令和8年3月27日までとする。

1. 5 関連法規・準拠基準

撤去・処分に当たっては、本仕様書に定めるもののほか、以下の関係法令、規定を遵守しなければならない。

- ①電波法及びこれに基づく政令及び総務省令
- ②電気通信事業法
- ③電気工事士法及びこれに基づく施行令
- ④建築基準法及びこれに基づく施行令
- ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく施行令
- ⑥その他関係法令、規則及び規格

1. 6 稼働システムへの影響

既設指令管制システム、消防救急デジタル無線システムへの影響がないよう責任を持って施工を行なうものとする。やむを得ずシステムに影響が出る作業を実施する場合は、事前に監督職員と打ち合わせを実施し、影響が最小限となるよう施工を行なう事。

万が一、既設指令管制システム、消防救急デジタル無線システムに影響が発生した場合、施工者の責任を持って原状回復に努めること。

2 一般事項

2. 1 現地調査等

施工に当たり、現地調査等を事前に行なう必要がある場合は、事前に監督職員と協議の上、所定の手続きを行なう事。

2. 2 秘密の保持

本事業で知り得た業務上の秘密を第三者に公表又は漏洩してはならない。

2. 3 排出品の処分

本事業で排出された機器類は、適切に産業廃棄物として処分する事。

2. 4

本仕様書に明記されない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議の上定めるものとする。

第2章 撤去概要

1 撤去対象

1) 宇治市消防本部

アナログ無線装置機器

・ 空中線	7 式
・ 基地局無線装置	7 式
・ バッテリー類	7 式
・ フィルター	1 式
・ フィルター架	1 式
・ ケーブル類	1 式

2 工事仕様

2. 1 アナログ無線装置

- ①機器等の撤去を行なう事。付属品等の撤去も合わせて行なう事。
- ②通信ケーブル、同軸ケーブル、電源ケーブルの撤去を行なう事。